

— 地域にやさしく、災害に強い浄化槽 —

10月1日は浄化槽の日

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。
浄化槽の設置を検討している方、またすでに浄化槽をお使いの方へ大切なお知らせです。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、必ず浄化槽設置届出書（通知書）を提出してください。

■浄化槽の補助金

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。補助金を受けるには、対象地域や建物用途などの補助要件のほか、予算枠もあります。設置を検討している方は、設置工事前に必ず下水道課へご相談ください。

【補助金額】

- ▷ 5人槽相当＝332,000円／基
- ▷ 7人槽相当＝414,000円／基
- ▷ 10人槽相当＝548,000円／基

また、くみ取り式トイレや単独浄化槽から一定能力以上の浄化槽へ入れ替える場合、(財)岐阜県環境管理技術センター（☎058-276-0321）が実施する合併処理浄化槽転換助成金が受けられる場合があります。詳しくは同センターまで問い合わせください。

■浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の力を利用して、汚れた水を浄化しています。浄化槽をお使いの方は、正常な機能を保つため次の3つの義務を必ず実施してください。
①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査（法定検査）※3つの義務を個々に契約する煩わしさがなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約（らくらく協議会・☎058-276-0306）」もありますので、ご検討ください。

■浄化槽の使用廃止・撤去

建物解体などで浄化槽使用を廃止・撤去するときは、必ず許可業者による最終清掃（定期清掃ではありません）を実施した後に浄化槽を撤去し、浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

※最終清掃をせず、汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放棄したりした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による罰則の対象となります。

■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂などの生活雑排水は処理していないため、現在は原則として新設が禁止され、合併処理浄化槽などへの転換などに努めていく時期にあります。

単独処理浄化槽をお使いの方は、お風呂、トイレ、台所などの水廻りのリフォームなどの際には、生活雑排水の浄化処理もご検討ください。



きれいな水環境を守りましょう

問 下水道課（内線117）

ごみは燃やさないで
野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生するにおいや煙により「洗濯物が干せない」「窓も開けられない」など多くの苦情が寄せられています。廃棄物（ごみ）を野外で燃やす、いわゆる「野焼き」は法律により禁止されています。一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさずに指定された集積所に出すか、環境センターに直接持ち込んでください。

【野焼き禁止の例外規定（抜粋）】

- ▷ 農林業を営む上で発生する、刈り草や下枝などの廃棄物の焼却
- ▷ 落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
- ▷ どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

問 環境課（内線252）

